

# 「でんさい」の取扱手続きと

# お客様への説明方法

## (1) でんさいの特徴と決済の流れを理解しよう

### START

**①商品・サービスの提供**  
 買い手側が（部品・原材料などを含む）商品・サービスの発注・購入依頼を行い、売り手側が該当商品・サービスを買手側に提供します。  
 あらかじめ支払方法をでんさいにすることを両方で約束したうえで、それぞれにでんさいサービスの利用契約を締結しておく必要があります。利用申請は金融機関を通じて実施されます。

**②電子記録債権の発生記録の請求**  
 債務者請求方式では、買い手＝債務者がでんさいネットで電子記録債権の発生を請求します。手形でいう振出です。  
 売り手＝債権者が発生請求する債権者請求方式もあります。



**③でんさいネットの「記録原簿」での記録・管理**  
 債務者（または債権者）が発生請求した電子記録債権の情報がでんさいネットの記録原簿に記録されます。記録される内容には、振出日や支払期日など手形要件同様のものが含まれます。

**⑤支払期日での自動送金（資金の支払い）**  
 電子記録債権の発生記録に設定された支払期日（発生日を含めた7営業日の翌日から1年後の応答日までの間で指定）当日に入金されます。債権者はすぐに資金の利用が可能です。  
 その3営業日後には指定口座間で自動送金決済が行われた旨の支払等記録が成立。債務者・債権者はその内容を確認できます。

**④電子記録債権の発生記録の通知**  
 債務者請求方式では、記録原簿に登録された電子記録債権について債権者に通知されます。債権者がその情報を確認して問題がなければ、その後資金受取りのために何かする必要はありません。



●手形とでんさいの比較（概要）

内容	手形	でんさい
利用に先立つ条件	銀行等での審査の通過	でんさいネットでの審査の通過
利用に必要なものの提供	統一用紙の交付	③利用者登録の実施 ⑥利用者番号の交付
債権（債務）の明示方法	振出	発生記録の請求
資金の受取方法	支払呈示	自動送金（債権者による手続きなし）
譲渡方法	裏書譲渡	譲渡記録の請求
金銭債権による金融仲介	②手形割引 ④商業手形担保	⑦でんさい割引 ⑤でんさい担保

※平成28年4月中旬に、支払期間の設定は10年後までに延長される予定

一種・買取りを依頼して資金を融通してもらうことができます。でんさいでは、このような手形による商慣習とほぼ同様の機能を代替することが可能です。主な金融機能を比較すると図表のようになります。

相談対応や説明が不可欠  
 でんさいと手形の最も大きな違いは、無形か有形かです。

有形である手形は厳格な要式証券であり、現物の紛失により権利を喪失する可能性があります。現物であるがゆえに、金融機関は手形の流通過程で「手形様式（統一様式）の交付」「受領手形の内容確認」「保管」等の実務を担っているのです。

一方のでんさいは電子データでやりとりされる無形のものであるため、こうした実務は発生しませ

**銀行** 行や信用金庫などのサービス案内などに示されている「でんさい」ですが、正式名称は「電子記録債権」（以下、でんさい）といえます。電子記録債権法を根拠法とする、電子データ化された金銭債権です。「でんさいネット」はこのでんさいのデータをやりとりするシステム・機関で、手形・売掛債権の機能の中核部分を代替できる新たな公共インフラとして、平成25年2月から取り扱えるようになりました。

例えば約束手形は、部品・原材料などを含む商品・サービスの買い手側が売り手側に対して、現金の代わりに、金融機関を支払場所と明示して発行する（振り出す）ものです。支払期日として将来の日付を設定できるため、その日付まで売り手側に支払いの猶予を求めることとなります。

約束手形を受け取った売り手側は、金融機関にその手形を支払呈示して手形金額を受け取ったり、裏書によって第三者に譲渡したり、金融機関などに割引（譲渡の

でんさいの利用は金融機関を通じて行わなければならないため、金融機関ではインターネットバンキングシステム整備や利用申請受付、利用者フォローなどを行います。

特に、でんさい利用申請の受付は重要な業務です。この際には取引先から寄せられる相談への対応や仕組み・手続き等の説明を十分に行うことが求められます。

例えば、でんさい申請前には⑦手形の不渡によって取引停止処分を受けている場合にはでんさい取引にも影響を及ぼすこと、④すでに他の金融機関で利用者番号を交付されている場合には金融機関を跨いで同一番号となること、⑤事業所のパソコンを利用する場合には金融機関のホームページが閲覧できるハードウェア・ソフトウェアでなければ取り扱えないことなどを説明します。

でんさいの受取りのみの利用でも留意事項はあるため、自行庫等で用意している説明用文書を活用して説明するとよいでしょう。